『令和２年 関西学生弓道連盟 特別措置規約』

令 和 ２ 年 ８ 月 ３ 日（月）作 成
令 和 ２ 年 ８ 月 16 日（日）更 新
令和 ２ 年 ９ 月 １ 日（火）公 布・施 行
関 西 学 生 弓 道 連 盟
（ 公 印 省 略 ）

第１章 総則

第 １ 条　本規約は，関西学生弓道連盟規約でのコロナ禍における，通常の大会開催が困難なことに伴い，コロナ禍においても，加盟校に公式戦の機会を提供することを目的として制定する。

第２条　本規約は，関西学生弓道連盟規約に優越する。

第２章 役員（関西学生弓道連盟規約 第８条３項，第 16 条に優越）

第３条　令和２年９月１日から令和２年 12 月 31 日の期限付で，現在４年次生の学連役員の三選を認める。

第４条　４年次生の三選目の役職は総務とする。

第３章 代替リーグ戦規定（第 67 条全項，第 77 条，第 88 条，第 93 条～97 条，第 100 条，第 105 条～108 条，第 114～第 115 条，第 123 条，補則第４条に優越）

第5条　代替リーグ戦開催の条件は，①本特別措置規約が可決されていること。②全日本学生弓道連盟・全日本弓道連盟による大会中止・自粛要請が発令されていないこと。③関西学連下2府4県の内，1府県でも特定警戒・特定府県に指定されていないこと。④日程表編成の時点で，すべてのブロックにおいて，道場提供が可能であること。とする。なお，①～④の条件が一つでも満たすことができない場合は代替リーグ戦を中止とする。また，本連盟役員による協議で別に定めた場合においても中止とする。開催・中止の判断は9月1日までに公表する。

第６条　代替リーグ戦の参加申し込みは，令和２年８月９日（日）18 時までとする。

第7条　なお，コロナウイルスの影響により大学当局からの指示で活動禁止要請が出た場合の棄権については令和２年８月９日（日）18 時以降も受け付ける。また，8月9日以降からリーグ戦期間中においても，選手に体調不良者が出た場合など，主将の判断で代替リーグ戦を棄権することができる。棄権についての扱いは第9条の通りとする。

第8条　なお，期日以降の代替リーグ戦参加申し込みは一切受け付けない。

第9条　令和 ２ 年代替リーグ戦の不参加・棄権に伴う不利益は一切生じない。ただし，令和 ２ 年に，全日本学生弓道王座決定戦・全日本学生弓道女子王座決定戦・東西学生弓道選抜対抗試合・女子東西学生弓道選抜対抗試合の代替試合が行われる場合の出場権利の喪失については本連盟では責任を負わない。

第10条 令和 ２ 年代替リーグ戦における，参加校の減少に伴う同一部内のブロック編成は本連盟で行う。また，著しく参加校が少ない場合は，ブロックを超えて統合を行う。統合及び統合後の編成はすべて本連盟で行う。

第11条 ブロック編成の基準は本連盟役員による協議で別に定める。

第12条 試合方式については，関西学生弓道連盟規約の通りとする。

第13条 代替リーグ戦は原則，対面で実施する。

第14条 男子・女子１部リーグのみ優勝校を決定する。

第15条 その他の部のリーグでの順位決定，および順位決定に係る試合は行わない。また，リーグ昇格・降格も行わない。

第16条 １ 部リーグにおける優勝校の全日本学生弓道王座決定戦・全日本学生弓道女子王座決定戦の代替大会への出場権の推薦については，本連盟役員による協議で別に定める。

第17条 表彰は１部リーグ優勝校のみ行い，その他の表彰は一切行わない。参考記録のみ公表する。

第18条 個人戦については，参考記録として集計を行う。

第19条　個人戦における，参考記録としての順位決定の方法は，各ブロックの全試合出場（各試合20射引いた）者の中から，的中率で順位を決定する。

第20条　個人戦の結果に基づき，東西学生弓道選抜対抗試合・女子東西学生弓道選抜対抗試合の代替試合が開催される場合，その大会の出場権に関する推薦の有無等については，本連盟役員による協議で別に定める。

第21条　代替リーグ戦当日の参加者数について制限を設ける。男子は 15 人まで，女子は 12 人まで，とする（選手・控え・介添・仕事すべて含む）。ただし，監督・コーチは除く。なお，監督・コーチは全日本学生弓道連盟・関西学生弓道連盟に部員登録している者は認めない。

第22条　代替リーグ戦当日の付け矢，巻藁練習の有無・時間，円陣については，代替リーグ戦マニュアルで別に定める。

第23条　令和3年の新人戦・記録会・選抜大会における，昨年度リーグ戦の優遇規定については，令和元年リーグ戦の結果を用いる。

第24条　令和2年の代替リーグ戦が中止・打ち切り・一部試合の中止となった場合，令和2年の全日本学生弓道王座決定戦・全日本学生弓道女子王座決定戦・東西学生弓道選抜対抗試合・女子東西学生弓道選抜対抗試合の代替大会の出場権に関する推薦の有無等については，本連盟役員による協議で別に定める。

第25条　令和3年の全日本学生弓道王座決定戦・全日本学生弓道女子王座決定戦・東西学生弓道選抜対抗試合・女子東西学生弓道選抜対抗試合の出場権の判断については本規約では定めない。

第26条　本規約に定める特例規約，優越規定を除きその他は本連盟規約に依る。

第27条　本連盟が別に定めるコロナウイルス感染対策ガイドライン（仮称）を遵守すること。

第28条　コロナウイルス感染対策ガイドライン（仮称）の遵守については，対戦校及び審判の三者で確認をすること。ガイドラインを遵守できない場合は試合を中止すること。

第29条　コロナウイルス感染対策ガイドライン（仮称）を遵守せずに，試合を行った場合は，対戦校・審判校の 3 校の令和 2 年代替リーグ戦における全結果を無効とする。また，本連盟より別に処分を決定する。その際の異議申立は一切受け付けない。

第30条　なお，令和 2 年代替リーグ戦に参加することによって生じる，コロナウイルス感染等についての責任は本連盟では，一切負わない。

第31条　加盟校内で，代替リーグ戦に不参加希望の選手を強要して出場させることは禁止する。

第32条　本規約に承諾できる加盟校のみ，参加申し込みを許可する。また，本規約を違反した場合，本連盟より処分を行う。その際の異議申立は一切受け付けない。

第33条　代替リーグ戦開催期間中に，緊急事態宣言（特定警戒府県指定も含む）等の発令された場合，その時点で大会を打ち切り，中止する。その場合，延期・振替等は一切行わない。

第34条　風水害が発生した際中止となった試合については，代替リーグ戦期間に余裕があれば予備日に試合を実施する。予備日が設定できない場合は，試合を中止とする。その場合における，個人戦の順位決定については，適宜考慮する。

第35条　リーグ戦期間中，選手等から感染者が発生した場合の対応については別途書面にて通知する。

第4章　附則

第36条　本規約は，令和2年9月1日公布・施行する。

第37条　本規約は，令和3年8月31日を経過した時点で効力を失う。